

第9章 対象地域

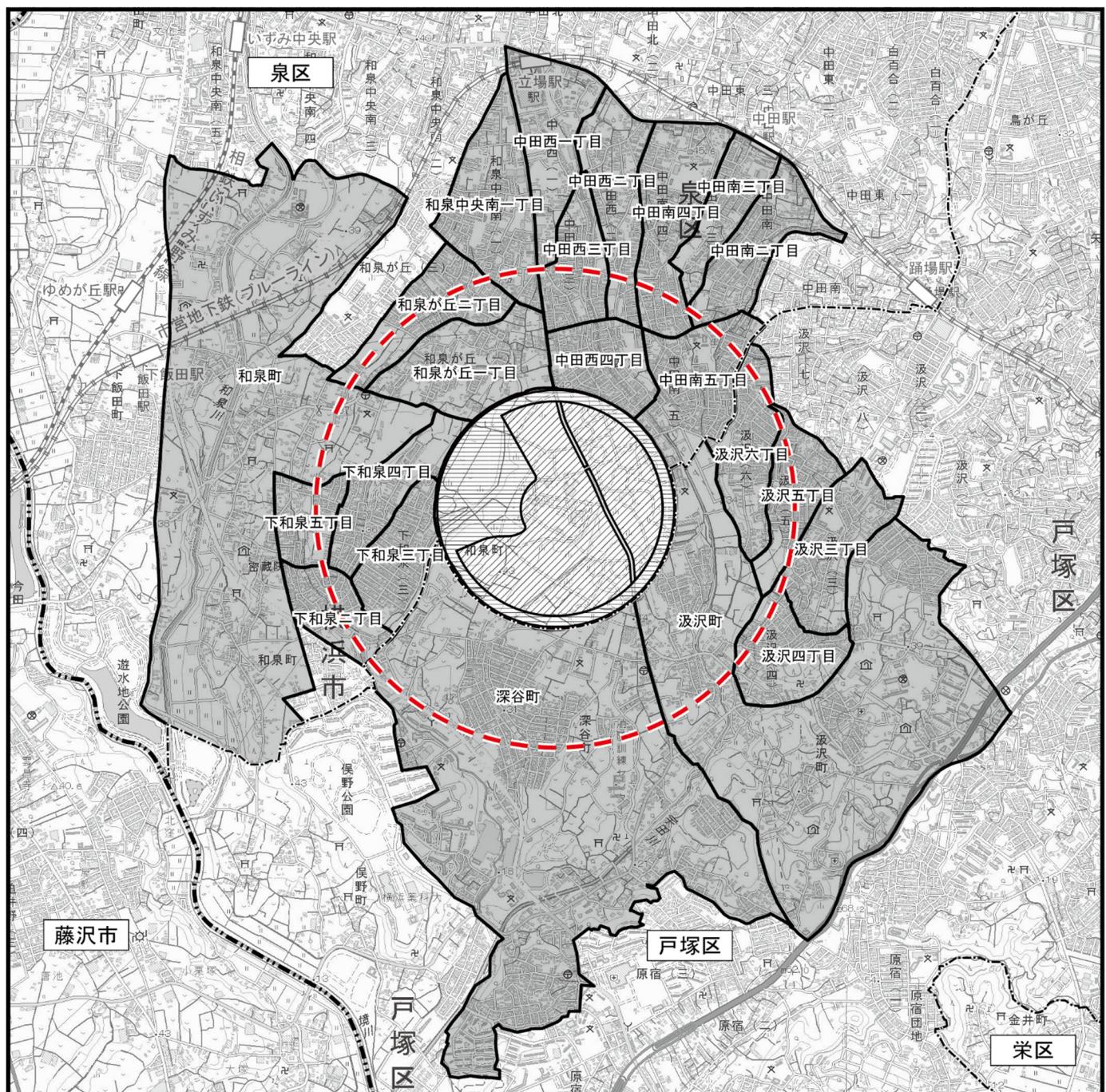
第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、本事業の実施により環境に影響があると見込まれる範囲として対象事業実施区域から約 500m 圏にかかる町丁全域としました。

対象地域は、表 9.1 及び図 9.1 に示すとおりです。

表 9.1 対象地域

区名	対象町丁名
戸塚区	深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目
泉区	和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目



凡 例

- : 対象事業実施区域（公園）
- : 対象事業実施区域（墓園）
- : 市 境
- : 区 境
- : 対象地域
- : 敷地境界から500m圏

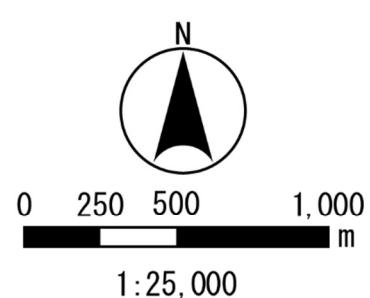


図 9.1 対象地域